

# 社会保険等未加入対策 Q&A（受注者用）

H30.3 監理課工事管理担当

## 【1 共通】

**Q 1 なぜ、建設業における社会保険等未加入対策を行うのか。**

A 1 建設業では、下請を中心に、法令によって加入が義務付けられている健康、厚生年金、雇用の各保険について、企業の未加入などによって、法定福利費を適正に負担しない業者が存在するため、就労環境の悪化による若年入職者の減少などの一因となっており、こうした費用を負担している企業とそうでない企業ではコスト面において不公平感が生じている状況にある。

こうした状況が建設業における社会保険等未加入問題であり、未加入企業の排除に向けた取組を行うことにより、建設業の持続的発展に必要な人材の確保を図るとともに、健全な競争環境を構築するものと考えられているからである。

**Q 2 未加入対策の対象となる業者の範囲は。**

Q 2 建設業許可を有する建設業者が対象である。

**Q 3 社会保険等のうち、1つでも加入していなければ未加入とするのか。**

A 3 未加入とする。ただし、「健康保険及び厚生年金保険」では常時使用する労働者が5人未満の個人事業所、「雇用保険」では役員等のみで労働者を雇用していない法人・個人事業主は、社会保険に加入義務のない、いわゆる「適用除外」となる。

## 【3 一次下請業者を社会保険等加入建設業者に限定】

**Q 1 社会保険未加入建設業者である一次下請業者と契約を行わなければならない特別な事情がある場合にはどうしたらよいか。**

A 1 落札者決定後、下請契約前に、監督員との初回打ち合わせ時等のタイミングで、発注者に、未加入業者との一次下請契約予定があることと、特別な事情の内容について伝達すること。

**A 2 施工体制台帳を作成する際の注意点を教えてほしい。**

A 2 施工体制台帳には、一次下請業者分に限り、社会保険等への加入（又は適用除外）を確認できる以下の書類（写しで可）を添付する。

○経営事項審査を受けている業者の場合

最新の総合評定値通知書（申請中の場合は、総合評定値請求書）

○経営事項審査を受けていない業者の場合

<健康保険又は厚生年金保険>

- ・領収証書、社会保険料納入証明（申請）書、資格取得確認及び標準報酬決定通知書

<雇用保険>

- ・領収済通知書、労働保険概算・確定保険料申告書、雇用保険被保険者資格取得等通知書（事業主通知用）

○適用除外業者の場合

受注者が作成する「適用除外誓約書」

**Q 3 「特別の事情」が認められるのはどのような場合か。**

A 3 例えば、特殊な技術、機器又は設備等を必要とする工事、災害に伴う堤防崩壊や道路陥没等の応急工事であって、契約を締結しなければ契約の目的を達することができないような場合等が考えられる。

## 【4 ペナルティ関係】

**Q 1 指名停止の期間はどれくらいか。**

A 1 栃木県建設工事等請負業者指名停止等措置要領別表第1第4号の「契約違反」に該当する場合には、2週間以上4か月以内の範囲で指名停止を受ける。

**Q 2 工事成績の減点はどれくらいか。**

A 2 指名停止の内容や期間に応じて減点する。（期間が長いほど減点幅が大きい）

**Q 3 施工体制台帳で一次下請業者の社会保険加入欄にマルが付されて証明書類も添付されていたが、実際には未加入であったことが後日判明した場合、元請はペナルティの適用対象となるのか。**

A 3 受注者は、施工体制台帳を作成するにあたり、最新の総合評定値通知書（資料3）や保険料の領収書等により加入の有無を確認しなければならない。

下請負人の申告等に対して受注者にどの程度過失があったのかなど、個別の事情を踏まえて発注者が総合的に判断することとなる。

**Q 4 平成30年3月末までに契約が行われ、4月1日以降も施行中である工事において、一次下請業者に社会保険未加入業者がいた場合、ペナルティの適用対象となるか。**

A 4 ペナルティは、平成30年4月1日以降に入札公告又は入札通知が行われる工事

から適用されるものであり、お尋ねの件については適用対象にはならない。

## 【5 その他】

Q 1 平成30年3月31日以前に契約済みの工事について、新たな社会保険未加入対策の対象とするために変更契約を締結する必要があるか。

A 1 変更契約を行う必要はない。

Q 2 二次下請以下の業者との契約における注意点を教えてほしい。

A 1 二次下請以下の業者については、社会保険加入業者との契約に限定してはいないが、可能な限り加入業者と契約するものとする。